

令和5年2月27日

令和4年度第11回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年2月27日（月）

午後1時30分開会～午後3時20分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報 告 4 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第68号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第69号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第71号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見について

4. 協議事項

1) 農政

協議（9） 令和5年度地区座談会の開催について

5. 出席委員(21名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

11番 中 鉢 守 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下山 信行 委員

17番 菅原 まり子 委員

19番 中條 泰洋 委員

21番 小野寺 正晃 委員

24番 齋藤 浩義 委員

26番 佐々木 政直 委員

16番 只埜 和臣 委員

18番 高橋 順子 委員

20番 菅原 清一 委員

22番 鈴木 至 委員

25番 熊谷 安正 委員

6. 欠席委員(4名)

8番 鈴木 淳也 委員

12番 渋谷 裕子 委員

10番 横山 藏人 委員

23番 佐々木 渉 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局長補佐 真田 賢一

主事 勝又 朝美

主査 堀越 拓磨

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 大森 彬

事務局次長 藤本 将寛

主事 平山 泰揮

再任主査 門間 道浩

事務所長 佐々木 賢

主事 千葉 悠太

午後1時30分開会

事務局(真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和4年度第11回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(真田賢一事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定に

より、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、8番鈴木淳也委員、10番横山藏人委員、12番渋谷裕子委員、23番佐々木渉委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第11回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。13番高橋英理子委員、14番佐々木俊通委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（門間道浩再任主査）

〔報告1～5の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告5の事項に対し、確認しておきたいことはございま

せんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。番号 217 番から 225 番ですが、この案件は昨年 11 月の総会で諮り許可となりましたが、解約となった理由はわかりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

ご説明いたします。こちらは 11 番委員がおっしゃるとおり、昨年 11 月 25 日第 8 回定例総会で許可となった案件でございます。

その後、現地測量により地盤が当初想定していた以上に軟弱であることが判明し、今後の事業の進め方について協議を重ねてきた経緯がございます。

地盤改良とその付随費用の増額、建設資材に掛かる価格高騰など様々な要因が重なり、計画どおりの事業着手が困難となり、一旦事業を中断する状況となりました。

大崎市で積極的に誘致した案件であるため、再度、事業を進めていただけるよう協議してまいりましたが、現時点では計画どおりの遂行が困難なため、一旦契約を打ち切らせていただき解約となりました。

なお、事業者側は完全に撤退というわけではなく、状況を見据えた上で、当初予定していた現地での計画を進めておられます。その場合は、改めて申請を上げていただくものであることを申し添えさせていただきます。

議長（佐々木政直会長）

11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

解約となり地権者に土地を返却することになりますが、今年、作付けされる予定の有無はわかりますか。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。地権者の皆さんは、春に向けて種もみの注文などを行っているようです。

議長（佐々木政直会長）

11 番委員，よろしいですか。

11 番（中鉢守委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，これより議案審議に入ります。

議案第 65 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について，番号 315 番から 342 番までの 28 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第 65 号番号 315 番から 342 番までの 28 か件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。1 番委員。

1 番（小関芳樹委員）

1 番です。番号 331 番についてご質問させていただきます。現地調査に行った際，この申請地は既に土盛りがなされ，入口はアスファルト舗装されていました。これは，第 3 条の許可申請でも顛末書等の提出は必要でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（勝又朝美主事）

こちらの申請地は，令和 4 年 2 月 15 日に土盛り 1 メートル程の農地現状変更届が提出されていました。砂利を撤去してきれいな土を入れるとのことで，事務局で受理させていただきました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

1 番委員，よろしいですか。

1 番（小関芳樹委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 65 号番号 315 番から 342 番までの 28 か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 65 号番号 315 番から 342 番までの 28 か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第66号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号21番について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19 番です。2 月 24 日金曜日午前 9 時より、2 番委員、4 番委員、5 番委員、7 番委員、9 番委員、18 番委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をしましたので、調査報告いたします。番号 21 番を 7 番委員、報告をお願いいたします。

7 番（布塚幸子委員）

7 番です。番号21番を報告いたします。転用目的は、賃貸住宅 1 棟、駐車場 11 台分、駐輪場、トランクルーム 7 戸分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が宅地、南側が田と畑、北側が田でございます。申請地の管理状況は、きれいに耕起されておりました。農地区分は、都市計画区域内の用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は浸透枡で処理し、生活排水は浄化槽を設置することで問題な

いものと見てまいりました。申請地は道路とほぼ高低差がないため、土砂流出はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第66号番号21番について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第66号番号21番について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第66号番号21番について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第67号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号229番から242番までの14か件のうち、番号230番は議案第69号番号22番と関連することから、議案第69号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第67号番号229番から242番までの14か件のうち、議案第69号で併せて審議する番号230番を除いた13か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは現地調査報告いたします。番号 229 番と 231 番を 4 番委員、報告をお願いいたします。

4 番（佐藤裕之委員）

4 番です。番号 229 番を報告いたします。転用目的は、農機具置場、通路、住宅の一部として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が田、西側と北側が宅地、南側が堤防でございます。申請地の管理状況は、機械置場として利用され、また、一部門道として舗装されており、譲受人が譲り受けた時からそのような状態とのことでした。農地区分は、第 1 種農地で原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号 231 番を報告いたします。転用目的は、足場材等置場、作業車駐車場、通路として利用するものです。申請地周辺の状況は、西側が宅地、その他三方が田でございます。申請地の管理状況は、除草管理されていきました。農地区分は、第 1 種農地で原則転用不許可だが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は南側 U 字溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 232 番を 2 番委員、報告をお願いいたします。

2 番（櫻井正幸委員）

2 番です。番号 232 番を報告します。転用目的は、住宅 1 棟、駐車場 3 台分、物置を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が畑、その他三方が田でございます。申請地の管理状況は、除草管理されていきました。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを越える区域であることから第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は西側の既存の U 字溝に流し、生活排水は浄化槽による処理で問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、北側、南側、東側に土留め擁壁を設置するとのことです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 233 番と 234 番を 5 番委員，報告をお願いいたします。

5 番（齋藤真理子委員）

5 番です。番号 233 番を報告します。転用目的は，アパート 2 棟，駐車場 23 台分を設置するもので，当該申請地の所在はその駐車場 8 台分として利用するものです。申請地周辺の状況は，四方宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水には U 字溝を設置し，土砂流出対策は，擁壁を組み法面処理をすることで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号 234 番を報告します。転用目的は，宅地分譲 5 区画，専用道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，西側が畑，その他三方が宅地でございます。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は駐車場前面に U 字溝を設置して処理し，土砂流出対策は，四方に土留め擁壁を設置することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 235 番を 9 番委員，報告をお願いいたします。

9 番（菅原ひろみ委員）

9 番です。番号 235 番を報告します。転用目的は，居宅 1 棟，駐車場 4 台分，通路を設置するものです。申請地周辺の状況は，北側が山林，その他三方が田でございます。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，第 1 種農地で原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は東側の土側溝の水路に流し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は，法面を防草シートで覆うとのことです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 236 番を 7 番委員，報告をお願いいたします。

7 番（布塚幸子委員）

7 番です。番号 236 番を報告します。転用目的は、駐車場 40 台分、通路用地として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側と南側が田、西側が宅地、北側が雑種地でございます。申請地の管理状況は、耕起されていまして。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は西側の排水溝へ流し、土砂流出対策は、南側と東側に L 型土留め擁壁を設置することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 237 番を 18 番委員，報告をお願いいたします。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。番号 237 番を報告します。転用目的は、土砂及び砂利置場、駐車場 3 台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑、西側が田、南側が道路を挟んで田、北側が宅地でございます。申請地の管理状況は、畑として利用されていまして。農地区分は、第 1 種農地で原則転用不許可だが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は南側の水路へ排水することで問題ないものと見てまいりました。以上です

19 番（中條泰洋委員）

番号 238 番を 9 番委員，報告をお願いいたします。

9 番（菅原ひろみ委員）

9 番です。番号 238 番を報告します。転用目的は、宅地分譲 2 区画、公衆用道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が道路を挟んで田、南側が宅地、西側と北側が畑でございます。申請地の管理状況は、きれいに耕起されていまして。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は北側の位置指定道路用側溝に流し、土砂流出対策は、土留め擁壁を設置することで問題ないものと見てまいりました。

19 番（中條泰洋委員）

番号 239 番を 18 番委員，報告をお願いいたします。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。番号 239 番を報告します。転用目的は一時転用で、土砂採取をするものです。申請地周辺の状況は、四方山林に囲まれ、北側が牧場でございました。申請地の管理状況は、除草管理されていまして。農地区分は、中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で、周辺に農地はなく問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 240 番，241 番，242 番を 2 番委員，報告をお願いいたします。

2 番（櫻井正幸委員）

2 番です。番号 240 番と 241 番を報告します。転用目的は一時転用で、重機及び資材置場，仮設駐車場，工事作業現場，仮設トイレ，作業休憩室，資材倉庫，スロープを設置するものです。申請地周辺の状況は，東側が雑種地，西側と北側が宅地，南側が国道を挟んで宅地でございます。申請地の管理状況は，一部耕起され，除草管理されていまして。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は南側の既存の U 字溝に流し，土砂流出対策は，鉄板を敷き盛土をすることで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号 242 番を報告します。転用目的は，居宅 1 棟，駐車場 4 台分，通路を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側が田，西側と南側が雑種地，北側が畑でございます。申請地の管理状況は，除草管理されていまして。農地区分は，第 1 種農地で原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は西側の U 字溝に流し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は，盛土し法面に芝生を張るとのことです。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査を報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 67 号番号 229 番から 242 番までの 14 か件のうち、議案第 69 号で併せて審議する番号 230 番を除いた 13 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。14 番委員。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 229 番についてお伺いいたします。先程、譲受人が譲り受けた時から一部門道として使われていたと報告がありましたが、詳しい経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（平山泰揮主事）

ご説明させていただきます。譲受人は申請地の近隣に自宅があり、耕作面積の拡大に伴い、新たな農機具置場を設置する目的で申請に至っております。売買は個人間では成立しており、今回、譲受人が譲り受けた時には既に門道として舗装されていたと伺っております。

その後、譲渡人に事情を伺ったところ、30 数年前に譲渡人の祖父が業者に依頼し自宅進入路として舗装工事を行い、その周辺に砂利を敷き一部駐車場として利用していたそうです。譲渡人の祖父は 30 年前に亡くなっており、その後、譲渡人の母が相続しましたが 7 年前に亡くなり、門道の状態で譲渡人が相続したそうです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14 番委員。

14 番（佐々木俊通委員）

譲渡人の祖父が門道として無断転用を行い、既に亡くなっているとのことですので、顛末書の提出が必要かと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、14 番委員から顛末書の提出を求めていますのご意見がございました。そのほか番号 229 番に関連して質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

14 番委員のご意見にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号239番についてですが、一時転用と報告がありましたが、土砂採取後はどのように利用するのかを教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（平山泰揮主事）

通常、一時転用であれば原状回復となりますが、こちらの土地については、土砂採取をすることにより、申請地を農用地として更に使いやすい状態に形状を変えることとなりますので、原状回復はせずに譲渡人に返却となります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第67号番号231番から242番までの12か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号229番については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第67号番号231番から242番までの12か件について意見相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号229番については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第68号農地法第18条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号1番から7番までの7カ件について審議いたします。事務局の説明を求めます。
事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第68号番号1番から7番までの7カ件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号1番から番号7番までの借受人は亡くなられたと記載がありますが、ほかに契約していた農地はございますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（門間道浩再任主査）

亡くなった借受人が契約している農地はほかにもあるようですが、今回は整理できた分のみの申請となっております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第68号番号1番から7番までの7カ件について、異議なしと意見を決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第68号番号1番から7番までの7カ件について、申請のとおり許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第69号農地転用事業計画変更承認申請について、番号22番から40番までの19カ件と関連する議案第67号番号230番について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。番号22番と関連の番号230番を4番委員，報告をお願いします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号22番と230番を報告します。転用目的は、居宅1棟，駐車場4台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が宅地，南側が畑，北側が道路を挟んで宅地でございます。申請地の管理状況は、きれいに整地されていまして。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は東側のU字溝に流し、生活排水は公共下水道を利用することで、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査を報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第69号番号22番から40番までの19カ件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号23番から31番について質問いたします。今回、榊からユーカリに計画変更と記載がありますが、先月はミョウガからユーカリに、2カ月前は牧草を作付けすると申請がありました。営農する作物が定まっていないように感じますが、申請者は、営農計画指導をお受けになりましたか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（平山泰揮主事）

こちらの申請地ですが、昨年7月の集中豪雨によって農地が水没してしまい、営農する作物の変更となりました。その後、大手花卉企業にコンサルタントを依頼し、作物の変更となったそうです。今後もその企業の指導を仰ぎながら様子を見ていきたいと伺っております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

22番委員。

22番（鈴木至委員）

指導を受けているとのことですが、毎月のように計画変更の申請が出されますと、審議している立場としましては不安を抱きますので、そのあたりも注意してご指導をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

営農型太陽光発電設備設置の申請を受けまして、これまで40ヘクタールを超える面積の状況の中、なかなか計画している作物が育たない現状であると見ております。今回のような作物変更は今後もあると想定され、申請の際、事業者も専門的な観点で計画を挙げてこられますが、事務局側でも営農をきちんとしていただけるよう、助言をしていきたいと思っております。また、転用関係は最終的に県で許可となりますが、県にも情報を伝えながら見守っていきたいと考えております。

再生可能エネルギーの発電設備の設置を巡り、県では森林開発に課税する条例の制定を目指しており、森林の乱開発を抑制するとともに、環境への影響がより少ない平地のほうに再生可能エネルギーの設置を誘導する動きがございます。農地を守る観点からも、営農型太陽光発電設備設置の申請が上がってきた際には注意して見ていきたいと考えております。

議長（佐々木政直会長）

22番委員，よろしいですか。

22番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第69号番号22番から40番までの19か件と、関連する議案第67号番号230番について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第69号番号22番から40番までの19か件と、関連する議案第67号番号230番について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第70号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号734番から747番までの14か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第70号番号734番から747番までの14か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第70号番号734番から747番までの14か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第70号番号734番から747番までの14か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第71号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による

農用地利用配分計画案の意見について、番号３番から６番までの４カ件について
審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第71号番号３番から６番までの４カ件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第71号番号３番から６番までの４カ件について、
了としてよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第71号番号３番から６番までの４カ件について承認し、
宮城県農地中間管理機構に通知いたします。これで審議事項を終了いたします。
ここで暫時休憩いたします。午後３時５分まで。

[午後２時55分から午後３時５分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

次第の８協議事項に入ります。

農政の協議（９）令和５年度地区座談会の開催について事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（９）令和５年度地区座談会の開催については、原案の
とおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（９）令和５年度地区座談会の開催については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員から報告並びに連絡事項はありますか。事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（平山泰揮主事）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜りまして、厚く御礼申し上げます。これで議長の座を降りさせていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和４年度第１１回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後３時２０分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月27日

会 長 佐々木 政 直

委 員 高 橋 英理子

委 員 佐々木 俊 通